手続きの流れ

県に申請

必要書類を県雇用労政課に提出します。

県での審査

・認証要件を満たしているか県雇用労政課で審査を行います。
・物品調達要件を満たしているか県会計局調達課で審査を行います。

・認証の決定
・認定証とシンボルマークの送付
・物品調達登録決定通知と
障害者雇用企業一覧表の送付

【認証決定】
審査の結果、認証要件を満たしている場合には、
「認定証」と「シンボルマーク」を送付します。
【物品調達登録決定】
・審査の結果、要件を満たしている場合には、
登録決定通知と障害者雇用企業一覧表を送付します。

・認証企業一覧
・障害者雇用企業一覧表
に登録

・認証を受けた企業については、認証企業一覧に登録します。
・物品調達登録決定された企業については、障害者雇用企業一覧表に登載します。

＜「かながわ障害者雇用優良企業」の紹介＞（県雇用労政課）
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/cnt/f532879/p22685.html
＜ 障害者雇用企業一覧掲載ホームページ ＞（県調達課）
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f263/

認証企業の障がい者雇用に
関する具体的な取組内容を公表

認証企業の障がい者雇用に関する取組内容を
県のホームページ等で公表します。
（公表にあたっては、企業の方にも内容を確認していただきます。）

申請・問合せ先

神奈川県 産業労働局 労働部 雇用労政課 障害者雇用促進グループ
〒231-8588横浜市中区日本大通1　TEL：045-210-5871（直通）　FAX：045-210-8873
「かながわ障害者雇用優良企業」ホームページ　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/cnt/f532879/index.html

神奈川県

障がい者雇用を積極的に進める中小企業の皆様へ

かながわ障害者雇用優良企業
募集案内

シンボルマーク
かながわ
障害者雇用優良企業

「かながわ障害者雇用優良企業」のメリット

■企業のイメージアップにつながります!
・シンボルマークを会社案内や名刺等に使用できます。
・県ホームページ等を通じて、企業名を広く紹介します。
■ハローワーク求人票に記載できます!
■県の優先調達の対象になることができます!
■県の物品等に係る競争入札参加資格の認定時に得点が付与されます!

1.「かながわ障害者雇用優良企業」の認証事業について

この事業は、県内で障がい者雇用に積極的に取り組む中小企業等を「かながわ障害者雇用優良企業」として認証し、企業のイメージアップを図るとともに、障がい者雇用の理解を促進することを目的として実施しています。

2.「かながわ障害者雇用優良企業」とは

次に掲げる要件をすべて満たしている企業（社会福祉法人、NPO法人等を含む）です。

(1) 常用雇用労働者数が300人以下であること。
(2) 神奈川県内に所在する事業所の障害者雇用率が4.0%以上であること。（常用雇用労働者数40.0人未満の企業は、障害者を2名以上雇用していること。）
(3) 特例子会社ではないこと。
(4) 労働関係法規を遵守していること。
(5) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

3.「かながわ障害者雇用優良企業」のメリット

■企業のイメージアップにつながります!

①シンボルマークを会社案内や名刺等に使用して、障がい者雇用に積極的に取り組んでいることを、対外的にアピールすることができます。
②県がホームページ等を通じて、企業名や障がい者雇用の取組内容などについて広く紹介します。

■ハローワーク求人票に記載できます!

・ハローワーク求人票の会社の特長欄などに、自社が「かながわ障害者雇用優良企業」であることを記載でき、求職者にアピールできます。

■県の優先調達の対象となることができます!

かながわ障害者雇用優良企業の申請をすることで、「障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達」にも同時に申請できます。

＜「障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達」とは＞

県では、障害者の雇用に努める企業等から優先的な物品等の調達を推進しています。県庁や出先機関で使用する物品や各種の役務提供サービスについて、規則や要綱の範囲内で、随意契約により優先的に調達する取組です。

＜ 障害者の雇用に努める企業等とは ＞

県会計局調達課へ「障害者雇用企業」としての登録が必要ですが、「かながわ障害者雇用優良企業」は、その対象となることができます。ただし、自社で製作しかつ販売する物品及び役務の提供を行っていることが要件になります。

＜ 物品等調達の対象物品は ＞

①自社で製作し、かつ販売を行っている物品
②クリーニングの請負や点字翻訳サービス等の役務の提供

＜神奈川県障害者就労施設等及び障害者雇用企業からの物品等の調達について＞
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f263/

■県の物品等に係る競争入札参加資格の認定時に得点が付与されます!

・「かながわ障害者雇用優良企業」に認証されている場合、県の物品及び一般委託の競争入札参加資格の認定において等級を区分する際に得点（3点）が付与されます。

4. 申請方法など

■申請者

中小企業等の事業主（社会福祉法人、NPO法人等を含みます）

■必要書類

①申請書（かながわ障害者雇用優良企業認証・物品等調達登録申請書）
※優先調達の対象として登録する場合は、申請書2ページ目「物品等調達登録に必要な項目」も記載してください。
②企業の概要（会社案内やチラシ等）
③障害者雇用状況を証明するもの
・常用雇用労働者数が40.0人以上の場合
→直近に国（ハローワーク）へ報告した障害者雇用状況報告書の写し
・常用雇用労働者数が40.0人未満の場合
→雇用する障がい者の障害者手帳の写し及び「障害者実雇用率確認書」

■申請期限

随時受け付けています。

■有効期限

認証日の属する年度から起算して3年目の3月31日までです。
引き続き認証企業となるためには、更新の申請手続きが必要です。